

伊佐市農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 平成27年1月20日(火) 午前9時00分から10時15分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (18人)

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 会 長 | 21番委員 | | | |
| 会長職務代理者 | 20番委員 | | | |
| 委 員 | 1番委員 | 2番委員 | 3番委員 | 4番委員 |
| | 5番委員 | 6番委員 | 8番委員 | 10番委員 |
| | 12番委員 | 13番委員 | 14番委員 | 15番委員 |
| | 16番委員 | 17番委員 | 18番委員 | 19番委員 |

4. 欠席委員 (2人)
欠席者 9番委員 11番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (2番委員) (3番委員)

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外)編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係 長 農地振興係 書記

開始時間 午前9時00分

事務局長 おはようございます。只今より、平成26年度第10回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
本日は、9番委員、11番委員から体調が悪い為欠席届が出されております。
本日の出席人員は18人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
2番委員と3番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第2号、農業生産施設届報告について、報告第3号、農地利用目的変更届についてお願いします。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、ご報告いたします。
資料の1～9ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が27件、農地法第3条の解約が3件ありました。
以上、ご報告いたします。

報告第2号 農業生産施設届、農地法施行規則第32条第1号、農地の転用の制限の例外に基づく農業用施設の届出につきまして去る1月16日事務局で現地調査を行いましたのでご報告いたします。

説明番号1番の申請者は、伊佐市大口宮人社会福祉法人DK理事長OZさんであります。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫の畑で、地積は3,297㎡の内、農業用作業施設197㎡であります。

OKは障害者の自立支援を目的とした社会福祉法人であり今回の申請により梅園の一角に自立訓練の為の入所者用作業施設を建築しようとするものです。

議 長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定
について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案第1号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定の
うち所有権移転分について説明いたします。

10ページをお開きください。

整理番号1番につきまして、譲渡人は、伊佐市大口田代にお住まいの
AE氏です。

譲受人は、伊佐市大口宮人にお住まいのNE氏で、年齢は56歳、自
治会は大住で、経営面積は93,723㎡です。

土地の所在地は、大口田代字四ツ枝の2筆で、ともに地目は畑で、面
積は、それぞれ1,916㎡と1,576㎡の合計3,492㎡です。

あっせん委員といたしまして、21番委員、5番委員にお願いいたし
ました。

続きまして、利用権設定につきまして説明いたします。

24-1ページの総括表をお開きください。

期間は1年から10年で、面積は、田、109,234㎡、畑、30,
318㎡の合計139,552㎡です。

利用権の設定をする者の数46人、設定を受ける者の数24人です。

土地の明細につきましては、11ページから24ページの整理番号1
番から47番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手
を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る
意見については、決定いたしました。

議案第2号

- 議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。
整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。
- 5番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る1月10日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。
譲受人HTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東で、年齢は58歳であります。
譲渡人HTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東で、年齢は78歳であり受人とは親子関係であります。
申請地は、伊佐市大口田代字山渡瀬他3筆で、地目は畑、地籍は合計4,952㎡で、所有権移転は親からの贈与であります。
受人の経営面積は577㎡であります。親からの贈与分を合わせると5,529㎡で、取得可能面積であります。
農業従事者は2名で、通作距離は5分から10分位であります。
経営意欲もあり、農機具はトラクター等を所有していますが、必要な農機具は順次取り揃えて行くとの事です。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。
- 議長 5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号1番について、5番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)
- 議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号2番について、去る1月15日に現地調査を行ないましたので8番が報告をいたします。

申請人で受人のIMさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は西原、年齢は60歳です。

渡人IAさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は西原、年齢は86歳です。

申請地は伊佐市大口青木字平田、地目は田、地積は 3, 027㎡で、親子の所有権移転贈与があります。

受け人の経営面積は 32, 562㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は約600m位に位置しています。

現況は良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。
整理番号2番について、8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
20番委員。

| | |
|-------|--|
| 20番委員 | <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る15日に行政書士TRさん立会のもと現地調査を行いましたので、20番が報告いたします。</p> <p>申請人YAさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は郡山で、年齢は47歳であります。</p> <p>渡人YEさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は郡山で、年齢は85歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口大田字若宮後、地目は畑、地籍は1,007㎡で、親から子への所有権移転贈与であります。</p> <p>受人の経営面積は11,948㎡で、取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、通作距離も自宅より500m位の所で、現況は良く管理された畑であります。</p> <p>経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、委任状、字図等が添付されております。</p> <p>以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。</p> |
| 議長 | <p>20番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議長 | <p>なしということございませすので、お諮りします。</p> <p>20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p> |
| 議長 | <p>整理番号4番、5番については関連がございませすので一括して、担当委員の調査報告を求めませす。</p> <p>6番委員。</p> |
| 6番委員 | <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番、5番については、去る1月15日現地調査いたしました</p> |

ので、2案件とも受人が同一でありますので一括して6番が報告いたします。

整理番号4番の譲渡人OMさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東上中、年齢は96歳であります。

申請地は、大口小木原字永山、地目は畑、地籍は271㎡と大口小木原字新床原、地目は田、地籍は222㎡で、2筆合計493㎡であり良く管理された農地であります、

整理番号5番の譲渡人OTさんはOMさんと夫婦であります、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東上中、年齢は92歳であります。

申請地は、大口小木原字下松、地目は田、地籍は404㎡で良く管理された農地であり、子供への所有権移転贈与であります。

譲受人OYさんは、伊佐市大口小木原に居住され、自治会は小木原東上中、年齢は62歳であります。

受人の経営面積は7,213㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、現況は3筆とも良く管理された農地であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

6番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということですので、お諮りします。
整理番号4番、5番について、6番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番、5番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めまます。
3番委員。

| | |
|-----------|---|
| 3 番 委 員 | <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番について、去る1月15日に申請人HFさん、立会のもと、現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。</p> <p>申請人HFさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、自治会は鉱業所で、年齢は76歳であります。</p> <p>譲渡人KSさんは、鹿児島市薬師2丁目にお住まいであります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口牛尾字湯ノ元、地目は田で、面積は3063㎡であり、譲渡人の農業廃止と受人の規模拡大で、所有権移転売買であります。</p> <p>所在地は、牛尾の市営住宅から東側約500m位に位置し四方水田に囲まれた所で、通作距離も自宅から2キロ位の所に位置しています。</p> <p>受人の経営面積は216,495㎡で取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等は所有されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。</p> |
| 議 長 | <p>3番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p> |
| 議 長 | <p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号6番について、3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、許可が決定しました。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めまます。</p> <p>16番委員。</p> |
| 1 6 番 委 員 | <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る1月15日現地調査いたしましたので、16番が報告いたします。</p> <p>申請人ISさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は辺母木、年</p> |

年齢は66歳です。

渡人、MTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東、年齢は98歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字上前田の2筆で、地目は田、地籍は2筆で550㎡、所有権移転売買となっております。

受人の経営面積は14,922㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅の前であり、良く管理された水田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議 長

16番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございませんので、お諮りします。

整理番号7番について、16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定しました。

議 長

整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。

12番委員。

12番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る1月15日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。

受人で申請人YHさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、自治会は本町、年齢は49歳です。

渡人のOTさんは、霧島市隼人町嘉例川に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字ウツキ田、地目は田、地籍は1,498㎡で、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は2,582㎡でありますが12月の総会で3,046㎡を親子で利用権設定をされていますので、合計5,628㎡で取得可能面積であります。

農業従事者は3名で、通作距離は、自宅より300m位置し、現況は良く管理された水田であります。

経営意欲もあり、農機具等は全て完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りまます。

議 長

12番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございまますので、お諮りしまます。

整理番号8番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号8番は、許可が決定しまました。

議 長

整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めまます。

10番委員。

10番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る1月11日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたしまます。

譲受人SYさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は50歳であります。

譲渡人MMさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は富士で、年齢は80歳であります。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字不樋掛他1筆、地目は田、地籍は2,320㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は95,793㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は4名で、経営意欲もあり、農機具等も完備されておしまます。

した。

申請地の所在地は、崎山自治会前の田んぼで、良く管理された水田であり通作距離は自宅から約5キロ位であります。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終りま。

議 長

10番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございまので、お諮りしま。

整理番号9番について、10番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めま。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号9番は、許可が決定しました。

議 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数9件について、9件の許可が決定しました。

議案第3号

議 長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めま。

15番委員。

15番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号1番について、去る1月15日に、申請者TTさん、事業者E立会のもと、14番委員・私15番委員の2名で共同調査をいたしましたので、私15番委員が報告いたしま。

申請人、TTさんは、伊佐市菱刈南浦に居住されていま。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈南浦字柴江、地目は畑、面積1,775㎡であります。

申請地の所在地の位置は、本城永池線、九州電力変電所南西約500

m位の所で、申請地は現在何も作付されていない状況で、北側は道路、南側は山林、東側は雑種地、西側は雑種地であります。

除外目的は、太陽光発電施設の設置申請予定です。

除外変更による周囲の農地並び担い手の利用集積にも影響は無いものと思われま。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、2名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長

15番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。

15委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。

1番委員。

1 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号2番について、去る1月15日に、申請者MIさん立会のもと、12番委員・私1番委員の2名で共同調査をいたしましたので、私1番委員が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈重留にお住まいのMIさん、年齢64歳であります。

申請地は、伊佐市菱刈田中字津栗野、地目は畑、面積1,786㎡であり、田中小学校から東南へ800m位に位置しています。

現況は畑であります。猪、鹿等の被害であり耕作が難しいとの事でした。

東側は田、南も田、西は山林、北は山林です。

除外変更による農地の集団性、周囲の農地並び担い手の利用集積にも

影響は無いものと思われます。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、2名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議 長

1番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
1委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号3番について、去る1月15日に、会長、16番委員・私5番委員の3名で共同調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人、HTさんは、伊佐市大口田代に居住され、自治会は崎山東、年齢は78歳であります。

申請地は、伊佐市大口田代字下荒田の2筆で、地目は田、地積2,018㎡であります。

申請地の所在地は、辺母木集落のいちばん北の山間地に位置しております。

除外の目的については、高齢及び山間のほ場のため、耕作が困難であるので、今後は山林として維持管理を行って行きたいとの事であります。

除外変更による周囲の農地並び担い手の利用集積にも影響は無いものと思われます。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、

その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、3名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終ります。

議 長

5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
5委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号4番について、去る1月15日に、会長、16番委員・私5番委員の3名で共同調査をいたしましたので、私5番が報告いたします。

申請人、I Kさんは、伊佐市大口川岩瀬に居住され、自治会は川岩瀬、年齢は87歳であります。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字橋口、地目は田、地積118㎡であります。

申請地の所在地は、川岩瀬の自治会館から西の方へ50m行った左側の道路沿いにあり、周囲の状況は、北側が道路、南と西側が用水路を挟んで田、東側が畑であります

除外の目的については、高齢及び山間のは場のため、耕作が困難であるので、今後は山林として維持管理を行って行きたいとの事であります。

除外変更による周囲の農地並びに担い手の利用集積にも影響は無いものと思われま。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、3名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終ります。

議 長 5番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
5委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外の申出の意見決定について、整理番号5番について、去る1月15日に、申請者HEさん立会のもと、1番委員・私12番委員の2名で共同調査をいたしましたので、私12番委員が報告いたします。

申請人、HEさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され年齢は78歳で、自治会は比良であります。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田他1筆で、地目は田、地積は合計1,638㎡であります。

申請地の所在地の位置は、比良公民館より西に100m位の所で、西、東側は宅地、北側は市道、南側は田であります。

申請地は水稻を作付していたが高齢化のため耕作出来なくなりましたので、除外して太陽光発電施設の設置申請予定です。

除外変更による周囲の農地並びに担い手の利用集積にも影響は無いものと思われま。

添付書類として、事業計画書、変更申請書、字図、全部事項証明書、その他必要書類がすべてそろっています。

当申請は、2名で協議した結果、除外にかかわる要件をすべて満たしていると判断いたし、除外はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終ります。

議 長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
12委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙
手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決
定について、申請件数5件について、意見の決定5件が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出
の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求め
ます。
16番委員。

16番委員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出
の意見決定について、整理番号1番について、去る1月15日に、申請
人の代理人行政書士Kさん立会のもと、5番委員・会長、16番委員で
共同調査をいたしましたので、16番が報告いたします。

申請者は、伊佐市大口宮人、社会福祉法人DKであります。

申請地は、伊佐市大口宮人字太郎迫、地目は畑、地積3,297㎡の
一部197㎡を用途区分変更で農業用生産加工施設建設を目的とする
ものであります。

梅園の一角に生産物加工施設建設することで、施設入所者の就労の場
として生活支援に役立てて行きたいとの事です。

周囲の状況ですが、申請地の北は山林、東は市道、西、南は梅林であ
り生活排水も合併浄化槽を設置し道路側溝に流すことで問題は無いと
思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事
業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委

任状等が提出されております。

当申請は、3名で協議した結果、変更はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終ります。

議 長

16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
2番委員。

2 番 委 員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出の意見決定について、整理番号2番について、去る1月15日に、申請人のNMさんと息子さん立会のもと、6番委員・20番委員、私2番委員で共同調査をいたしましたので、2番が報告いたします。

申請人NMさんは、伊佐市大口山野に居住され年齢は76歳、自治会は尾上であります。

用途区分変更目的は、農業用施設を建築するものです。

申請地は、伊佐市大口山野字上井手、地目は田、地積2,000㎡です。

申請地は、申請人牛舎の横に位置しており、東は農道、西は牛舎、南は田、北は農道を挟み自宅となっております。

変更目的としましては、経営規模拡大で牛の増頭にともない、2,000㎡の内199㎡に畜舎を増設したい要望であります。

周囲の農地の用水、排水路は確保してあります。

申請地は農用地の外周部に位置しており用途区分変更することで、周囲の農地におよぼす影響は無いと思われま。

土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。

当申請は、3名で協議した結果、変更はやむをえないと思いましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして報告を終わります。

議長

2番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りします。
2番委員の調査報告のとおり、意見を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更申出の意見決定について、申請件数2件について、意見の決定2件が決定しました。

議案第4号

議長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
4番委員。

4番委員

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る1月15日に、申請人TMさんの代理人T行政書士立会のもと、3番委員、19番委員、私4番委員で共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人TMさんは、伊佐市大口金波田に居住され年齢は71歳、自治会は金波田上であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口金波田字前村、地目は畑、地積は951㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

転用目的は、太陽光発電施設であります。

申請地の所在地は、羽月松栄ストアーより東に500m位の所に位置

し現況は畑であります。

東側に道路がありますが、周囲は宅地になっております。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は210枚、パネル設置総面積は951㎡、太陽光発電量は約44kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

4番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
4番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

議案第5号

議 長

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
20番委員。

20番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号1番について、去る1月15

日にKRさん立会いのもと、2番委員、6番委員、私20番委員で現地調査いたしましたので、20番が報告いたします。

受人KTさんは、伊佐市菱刈花北に居住され、年齢は35歳で、自治会は花北であります。

譲渡人KRさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は65歳で、自治会は高柳であります。渡し人と受人は親子であります。

本申請は使用賃借権設定で、転用目的は親が土木業と農業をしている為農業を息子に譲る為農家住宅を建設するものであります。

申請地は、伊佐市大口大田字稲荷ノ下、地目は田、面積は890㎡であります。

申請地の所在地は、MGパチンコ店の南へ10m位の所で、南、東側田、北、西側道路で周囲に設置する事になっています。

用途区分は第1種農地集団性のある農地で、10ha以上の集団性のある農地としても、隣接住宅があり集落接続施設として問題ないと思いました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、資金証明書、土地改良区の意見書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

20番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
20番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並

びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、去る1月15日に申請人の代理人で行政書士のTSさん立会いのもと、私8番と13番委員で、現地調査いたしましたので報告いたします。

申請人で借り受け人は、有限会社HKで住所は、伊佐市大口山野であります。

貸し渡し人は、伊佐市大口山野にお住まいのHHさん、年齢は52歳で、自治会は石井であります。

申請地は、伊佐市大口山野字平川、地目は田、面積は1,586㎡であります。

本申請は、無償の使用賃借権設定により、120㎡と72㎡の倉庫2棟と資材置き場ならびに駐車場を自己資金により建築されるものであります。

農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、申請人の住宅の前に位置し、東側は申請人の住宅、南側は山林、西側は一般住宅、北側は道路となっており周囲にあたる影響はないと思われまます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任除等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。

議 長

8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
8番委員。

8 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番につきまして、去る1月15日に申請人の代理人で行政書士のKさん立会いのもと、私8番と13番委員で、現地調査いたしましたので報告いたします。

申請人で譲り受け人は、伊佐市大口上町にお住まいのOKさん、年齢は40歳であります。

譲り渡し人は、鹿児島県出水市向江町号にお住まいのKNさんであります。

申請地は、伊佐市大口里字羽祢田島、地目は田、面積は409㎡であります。

本申請は、所有権移転売買であり、転用目的は一般住宅を建築されるものであり、住宅面積は84.98㎡となっております。

用途区分は第1種農地集団性のある農地で、10ha以上の集団性のある農地としても、隣接住宅があり集落接続施設として問題ないと思惟ました。

申請地の所在地は、パチンコ店ダイナムより旧国鉄山野線跡の道路を南へ約300mに位置し、東側は道路、南側は譲り渡し人所有の田、西側は住宅、北側は一般住宅建築予定地の埋め立て地となっており周囲にあたる影響はないと思惟れます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、資金証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、土地改良区の意見書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任除等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

8番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長

整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
19番委員。

19番委員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る1月15日、申請人SHさん立会のもと、3番委員、4番委員、私19番委員の3名で共同調査いたしましたので、私19番委員が報告いたします。

譲り受人は、伊佐市大口金波田に居所のSHさん、年齢は52歳、自治会は金波田下であります。

譲渡人は、伊佐市大口金波田に居所のSRさん、年齢は50歳、自治会は金波田下であります。

二人の関係は夫婦であります。

申請地は、伊佐市大口田代字仮屋の計3筆、地目は畑、地籍は合計で1,133㎡であります。

本申請は、使用賃借権設定で、転用目的は太陽光発電施設であります。農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

申請地の所在地は、申請人の義父でありますTM氏の宅地東となり位置し、東は住宅、西は住宅、南は住宅、北は市道であり周囲に与える影響はないものと思われまます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は252枚、パネル設置総面積は807.15㎡、太陽光発電量は約50.4kwを予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして私の報告を終わります。

議長

19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
19番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
13番委員。

13番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る1月15日、8番委員、私13番委員の2名で共同調査いたしましたので、私13番委員が報告いたします。

譲り受人は、出水市上知識町に居所のOTさん、年齢は35歳であります。

譲渡人は、伊佐市大口里に居所のKYさん、年齢は79歳であります。

申請地は、伊佐市大口里字小水流、地目は畑、地積は526㎡他3筆で合計1007㎡あります。

申請地の南側と西側は竹山、北側と東側は道路であり隣接地に影響は与えないと思われます。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

転用目的は、転用目的は太陽光発電施設であります。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は255枚、パネル設置総面積は1,007㎡を予定しているそうです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長 13番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
13番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 全員挙手。 よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。 |
| 議 長 | 整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。 14番委員。 |
| 14番委員 | 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る1月15日に申請人の代理人行政書士のTSさんの立会いのもと、15番委員、私14番委員の2人で共同調査いたしましたので、私14番委員が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口下殿にお住まいのTKさんで、年齢は35歳、自治会は下殿であります。 譲渡人は、伊佐市大口金波田にお住まいのONさん、年齢は79歳、自治会は金波田上であります。 本申請は所有権移転売買で、転用目的は一般住宅の建設となっております。 申請地の所在地は、伊佐市大口曾木字馬場、地目は畑、地積は248㎡であります。 用途区分は第1種農地集団性のある農地で、10ha以上の集団性のある農地としても、隣接住宅があり集落接続施設として問題ないと思われました。 申請地の所在地は、西太良郵便局より北へ約600mの位置しており、南側は竹林、東側は田、北側は宅地、西側は田であり、周囲に与える影響は無いと思われます。 汚水、排水処理は、合併処理浄化層を設置するとの事です。 添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、資金証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、土地改良区の意見書、委任状等が提出されております。 調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。 |
| 議 長 | 14番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。) |

| | |
|---------|--|
| 議 長 | <p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>14番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。</p> |
| 議 長 | <p>整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>6番委員。</p> |
| 6 番 委 員 | <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る1月15日、申請人SHさんの奥さん立会のもと、2番委員、20番委員、私6番委員の3名で共同調査いたしましたので、6番が報告いたします。</p> <p>譲り受人は、伊佐市菱刈下手の有限会社Sで土木建築業であります。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈下手2にお住まいのSHさん、年齢は65歳、自治会は下手浜場であります。</p> <p>本申請の転用目的は太陽光発電施設であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字鶴木田、地目は田、地籍は1, 333㎡であります。</p> <p>申請地の所在地は、JAルミエール忠元より南に約800m位に位置し、南側道路を挟んで田、東側道路を挟んで山林、西側山林、北側山林であり周囲に与える影響はないものと思われま。</p> <p>農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は212枚、パネル設置総面積は1, 333㎡、太陽光発電量は約63.6kwを予定しているそうです。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、見積書、事業計画書、融資証明書、経済産業省の再生可能エネルギー発電施設の認定書、工事費負担金請求書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、位置図等が提出されております。</p> <p>調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>6番委員の報告が終わりました。</p> |

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
6番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請7件のうち許可及び諮問7件が決定しました。

議 長 その他 事務局お願いします。

事 務 局 月例報告です。
最後のページになります。
1月分の月例報告です。
15日を中心に現地調査をやって頂きました。
本日20日が、第10回目の農業委員会の総会でございます。
26日が、1月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。
2月の行事予定ですが、13日を中心に現地調査をお願いします。
20日が、第11回目の農業委員会の総会になります。
26日が、2月の定例常任議員会議になります。
以上です。

議 長 その他、皆様はありますか
（「なし」という声、多数あり。）

事 務 局 長 これで、平成26年度第2回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時15分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長

会 長

伊佐市農業委員

2 番 委 員

伊佐市農業委員

3 番 委 員
